

2018(平成30)年度 法学既修者入学試験問題(9月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 設問は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

〔設問〕

A君は県立B高等学校に入学したばかりの1年生である。B高等学校においては、必修科目の体育の授業において柔道を採用しており、1年間の体育の授業時間のうち約4分の1が柔道に当てられていた。高等学校学習指導要領によると、体育科目の目標は「運動の合理的、計画的な実践を通して、知識を深めるとともに、技能を高め、運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようにし、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる」ことにある。

ところが、A君はP教という宗教の信者であり、P教の教義によれば、いかなるものであれ格闘技を行うことは許されないとされていた。そのためA君は、体育の授業時間中に柔道の実技を行うことはできないと考え、体育担当教員に対して「自分の信仰する宗教の教えに反するので柔道の実技はできない。その代わりに、準備運動には参加するし、他の生徒の行う柔道実技を正座して参観する。また、柔道に関するレポートを提出する。これによって柔道の履修をしたと扱ってもらえないか。他の高校においてはそのような代替措置を認めるところがあると聞いている」と申し出た。しかし、体育担当教員は、B高等学校校長と相談のうえ、A君の希望する代替措置を拒否した。A君は、柔道の授業の際には、準備運動に参加し、他の生徒の行う柔道実技を正座して参観し、授業後にレポートを提出した。しかし、柔道実技に参加しなかったために体育の点数が低くなり、その結果、体育科目の合格点を取得することができず、体育科目の修得が不認定となった。B高等学校の規程では不認定科目が1科目でもあると次学年に進級できないとされていたため、A君は2年次に進級できなかった。なお、柔道以外の体育の種目や体育以外の科目におけるA君の授業中の態度は真摯なものであり、体育以外の科目の点数の平均点はクラスで2位であった。

A君は翌年度も同じような経緯で柔道実技に参加せず、その結果、2年次に進級できなかった。そして、B高等学校には2年連続して進級できない生徒には退学を命ずるというという規程があったため、A君は退学処分を受けてしまった（以下、「本件退学処分」という。）。

A君は本件退学処分の取消しを求めて出訴した。訴訟においてA君は、本件退学処分が違法である理由の1つとして、「B高等学校がA君に対して柔道実技の代替措置を認めないことは違憲である」と主張したい。あなたがA君の訴訟代理人であったとして、この主張を詳しく展開しなさい。

なお、本件退学処分や「B高等学校がA君に対して柔道実技の代替措置を認めないこと」

が司法審査の対象となるか否かについては解答の対象外とする。また、未成年者の人権享有主体性についても対象外とする。

以上

余白